

広島県告示第五百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	介護予防サービス事業を廃止した事務所		廃止年月日
			名称	所在地	
医療法人社団緑雨会	広島市安佐北区落合一丁目一四―九	高陽第一診療所 訪問看護ステーション	広島市安佐北区落合一丁目一五―七	平成一八年四月三〇日	
医療法人社団長寿会	広島市安芸区中野五丁目一三―三〇	訪問看護ステーション瀬野川	広島市安芸区中野六丁目八―二	平成一八年八月三一日	
医療法人明和会	山県郡北広島町壬生四三三―四	訪問看護ステーションちよだ	山県郡北広島町壬生九一五―四	平成一八年一月三二日	
医療法人杏仁会	三原市城町三丁目七―一	訪問看護ステーションかもめ	三原市城町三丁目七―一	平成一八年一月三二日	
有限会社サンレイ介護研究所	廿日市市串戸二丁目一六―一七	サンレイ訪問看護ステーション	廿日市市串戸二丁目一六―一七	平成一八年二月三二日	